

令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月30日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（10人）	1
欠席議員（なし）	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
議長報告	3
仮議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
副議長の選挙	3
議席の指定	4
議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて	5
議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について	7
一般質問	8
5番 阿蘇 佳一議員	
質問内容 1 可燃ごみの安定処理に向けた将来計画について	8
8番 米谷 政久議員	
質問内容 1 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の安定稼働について	12
閉 会	16
署名議員	17

令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会会議録

議事日程

令和7年6月30日(月)午前9時30分

秦野市議会議場

- 第1 会期の決定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 第5 議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について
- 第6 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6 議事日程に同じ

出席議員(10人)

1番	中村英仁	2番	田中めぐみ
3番	福森真司	4番	今井実
5番	阿蘇佳一	6番	川添康大
7番	越水崇史	8番	米谷政久
9番	山田昌紀	10番	川口薫

欠席議員(なし)

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環 境 産 業 部 長	岩 淵 哲 朗
副 組 合 長	萩 原 鉄 也	伊 勢 原 市 経 済 環 境 部 長	大 町 徹
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 参 事 (兼) 環 境 資 源 対 策 長	鈴 木 大 二 郎
(総 務 課) 参 事 (兼) 総 務 課 長	大 庭 孝 浩		
庶 務 班 主 幹	高 橋 淳	伊 勢 原 市 清 掃 リ サ イ ク ル 課 長	神 崎 速 夫
(施 設 課) 施 設 課 長	小 金 井 瑞 樹		
は だ の ク リ ー ン セ ン タ ー 設 備 担 当 課 長	吉 江 正 範		
計 画 管 理 班 技 幹	奥 原 深 志		
(工 場) 工 場 長	遠 藤 知 成		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 班 技 幹	安 齊 達 也		

議政局職員出席者

議 会 局 長	齋 藤 雄 一
議 事 政 策 課 参 事 (兼) 課 長	上 條 秀 香
課 長 代 理 当 (議 事 担 当)	坂 本 正 之
議 事 担 当 主 任 主 事	井 上 裕 大

午前 9時57分 開 会

○川口 薫議長 ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

議長報告

○川口 薫議長 日程に入る前に報告いたします。

令和7年5月15日付で伊勢原市議会議長から、今野康敏議員、山田昌紀議員、長嶋一樹議員、安藤玄一議員が、それぞれ当組合議会の議員を辞任される旨の届出の送付がありましたので、これを受理いたしました。

また、同日付で山田昌紀議員、川添康大議員、越水崇史議員、米谷政久議員が、それぞれ当組合議会の議員に選出された旨の通知を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

仮議席の指定

○川口 薫議長 新たに伊勢原市から選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名

○川口 薫議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において米谷政久議員、中村英仁議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

○川口 薫議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 副議長の選挙

○川口 薫議長 次に、日程第2 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によることとし、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に山田昌紀議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山田昌紀議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました山田昌紀議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山田昌紀議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定に基づき告知いたします。

この際、副議長に当選されました山田昌紀議員に御挨拶をお願いいたします。

山田昌紀議員。

〔山田昌紀議員登壇〕

○9番山田昌紀議員 おはようございます。副議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様方の御推挙を賜りまして、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会副議長の大役を仰せつかりました山田昌紀でございます。誠に光栄でありますと同時に、責任の重さを痛感しております。議長を補佐しながら議会運営が円滑に進むよう努めてまいりたいと思っております。今後とも議員各位、皆様方の御指導、御鞭撻、御協力をよろしくお願い申し上げます。

これで副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔山田昌紀議員降壇〕

日程第3 議席の指定

○川口 薫議長 次に、日程第3 「議席の指定」を議題といたします。

新たに伊勢原市から選出されました議員の議席を指定いたします。

議席は、会議規則第3条第3項の規定に基づき、議長において指定いたします。

その議席番号及び氏名を議会局長に朗読させます。

議会局長。

○齋藤雄一議会局長 朗読いたします。

6番、川添康大議員、7番、越水崇史議員、8番、米谷政久議員、9番、山田昌紀議員。

以上でございます。

○川口 薫議長 お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定することに決定いたしました。

日程第4 議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

○川口 薫議長 次に、日程第4 「議案第8号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 それでは、本定例会に提出をいたしました「議案第8号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するなど、子育てを行う職員の柔軟な働き方を実現し、職業生活と家庭生活の両立を支援するため改正するものです。

なお、本条例の施行日は令和7年10月1日といたしますが、3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度を知らせるための措置については、公布の日といたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○川口 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

川添康大議員。

〔川添康大議員登壇〕

○6番川添康大議員 伊勢原市選出の川添康大です。議長から発言の許可をいただきましたので、「議

案第 8 号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」質問いたします。

まず、提案理由にあります仕事と育児との両立に資する制度を知らせるための措置等とはどのようなものでしょうか。また、組合では職員への育児等に係る制度の周知をこれまでどのようにしてきたのか伺います。

二次質問以降は質問者席にて行いますので、よろしく願いいたします。

〔川添康大議員降壇〕

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 仕事と育児との両立に資する制度についてでございますが、育児短時間勤務などがございますけれども、このような制度を職員に情報提供するまたは意向の確認をするための措置、方法といたしまして、国では面談や書面、電子メールによることとしております。このような制度の情報提供や意向確認等を適切に行うことで、制度の請求等が円滑に行われるよう法律に基づき条例で明文化したものでございます。

本組合は規模が小さいため、事例はあまりございませんが、従前から職員の求めに応じまして相談等があれば適宜面談等の対応を行ってまいりました。今後も法の趣旨を踏まえ、近隣自治体の取組も参考にしながら、職員が対象者となった場合には積極的かつ遅滞なく情報提供等行ってまいります。

以上です。

○川口 薫議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 続きまして、条例案17条にある出生時両立支援制度等や育児期両立支援制度等とはどのようなものか伺います。

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 条例案では、妊娠や出産の申出をした職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置、これを出生時両立支援制度等としております。また、3歳に満たない子を養育する職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置を育児期両立支援制度等としておりますが、これらはいずれも育児短時間勤務や特別休暇である子の看護休暇、子の養育のための休暇あるいは子を養育するための早出遅出勤務などの既存の制度のほか、今回新たに拡充をいたしました部分休業といったものであり、部分休業の拡充を除きまして、新しい制度が始まるといった趣旨のものではございません。

以上です。

○川口 薫議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 同じく17条第1項第3号や第2項第3号にある職員の意向を確認するための措置とはどのようなものか伺います。

○川口 薫議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 国では、子供の心身の状況や家庭の状況を原因としまして、仕事と育児との両

立が難しくなってしまうような事情の改善に役立つとしている始業または終業の時刻、勤務の場所、業務量などを調整することについて、面談や書面等によりその意向を確認することを職員の意向を確認するための措置としているところでございます。

以上です。

○川口 薫議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川口 薫議長 賛成全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

○川口 薫議長 次に、日程第5 「議案第9号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、一身上の事件と認められますので、地方自治法第117条の規定に基づき、越水崇史議員の退席を求めます。

〔越水崇史議員退席〕

○川口 薫議長 組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 ただいま議題となりました「議案第9号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を説明いたします。

本案は、本組合監査委員のうち、組合議会議員から選任しておりました山田昌紀委員が、本年6月29日をもって辞職されましたので、後任の委員として越水崇史議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○川口 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、討論を省略し、採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号に対する討論を省略することに決定いたしました。

議案第9号を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川口 薫議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、これに同意することに決定いたしました。

越水崇史議員の着席を認めます。

〔越水崇史議員着席〕

日程第6 一般質問

○川口 薫議長 次に、日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

阿蘇佳一議員。

〔阿蘇佳一議員登壇〕

○5番阿蘇佳一議員 こんにちは。秦野市選出の阿蘇佳一です。ただいま川口議長の発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い、一般質問をいたします。

昨年を振り返りますと、3月に伊勢原清掃工場90t/日焼却施設が稼働を停止いたしました。現在は、はだのクリーンセンター1施設で可燃ごみの焼却処理を行っております。こうした可燃ごみ焼却施設の1施設化については、当初令和7年度中の実現を目指していたところ、順調に減量が進んだ結果、2か年早い令和5年度に前倒しできたという経緯でございます。

本年度は、1施設化移行から約1年が経過しておりますので、可燃ごみの減量もさらに進展したのではないかと期待しております。先月30日に発行された「タウンニュース秦野版」の「市内可燃ごみ、減量進む」と題した記事にもその成果が示されております。要約しますと、秦野市がごみ処理基本計画に目標値を定めて減量を進める中で、令和6年度の可燃ごみ実績量が前年度に比べ600トン以上減量したとのことです。

さらには、令和6年度だけでなく、計画期間の最終年度に当たる令和13年度の目標値も既に達成していると解説されており、大変喜ばしい状況にあります。秦野、伊勢原両市民の皆様による着実な取組に対し、改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、この目標値は秦野市ごみ処理基本計画に基づくとのこと、言わば同市単体のものでありますが、本組合では伊勢原市のごみ減量も考慮したごみ処理広域化実施計画を作成していたと記憶しております。この計画に基づき、本組合が焼却処理する総量、すなわち焼却対象量を削減すべく両市とともに取り組んできたことは承知しております。

そこで、広域化実施計画の主な内容と目標値に対する焼却対象量の削減状況はどのようなか、お伺いしたいと思います。

また、同じ「タウンニュース秦野版」の記事によると、秦野市は令和8年度にごみ処理基本計画を見直すとのことですが、広域化実施計画はどのように見直しを進めるのか、併せてお伺いします。

二次質問以降は質問者席から行います。よろしく申し上げます。

〔阿蘇佳一議員降壇〕

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 阿蘇議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ごみ処理広域化実施計画の主な内容と目標値に対する焼却対象量の削減状況について説明いたします。

御質問のとおり、本組合では秦野、伊勢原両市を含めた3者により、ごみ処理広域化実施計画を策定しています。現行計画は、対象期間を平成29年度から令和13年度までの15年間に設定しており、平成28年度に策定した後、令和3年度に改定いたしました。

この計画の主な内容は、両市それぞれのごみ処理基本計画に定められた施策や目標値を秦野・伊勢原ブロックとして取りまとめ、併せて本組合が担う中間処理及び最終処分の将来計画等を示したものでございます。

この計画では、焼却対象量を中間目標に当たる令和8年度時点で5万5,385トン、最終目標に当たる令和13年度時点で5万3,482トンまで削減することを目標としています。目標の達成に向け、両市が精力的にごみの減量・資源化を推進してきた結果、焼却対象量も計画を上回るペースで削減が進んでいます。令和6年度実績で5万3,189トンとなり、既に中間目標だけでなく、最終目標まで達成している状況でございます。

次に、ごみ処理広域化実施計画の見直しについて説明をいたします。この計画は、基本的に両市のごみ処理基本計画と連動した内容であるため、これら3つの計画を同時期に見直す必要があります。

両市のごみ処理基本計画は、国の指針に基づきおおむね5年ごとに改定する方針としていますので、策定から10年目に当たる令和8年度に広域化実施計画も併せて2回目の見直しを行います。

そこで、本年度から可燃ごみの組成分析調査やごみ処理に係る課題の検討を両市と進めてまいりま

す。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 答弁ありがとうございます。可燃ごみを含めた焼却対象量の減量状況や広域化実施計画見直しの時期については理解いたしました。現在に至るまで順調に減量が進んでいるのは、市民の皆様の御協力はもとより、両市が積極的に施策を展開してきたがゆえと認識しております。

こうした1施設化の早期移行に向けた取組は、ごみ減量に加え、財政面でも大きな成果を生み出したと考えております。執行部においては、昨年6月の第2回定例会で、1施設化を2か年早めたことによる効果額について、当時の試算で6億9,000万円と見込んでいる旨の答弁をされておりました。

この際、実際の効果額は、令和7年度末までに要する経費が定まった段階で確定するとの補足説明がありました。現状、実際に令和7年度が始まり、予算額等も定まっておりますので、いまだ確定的ではないのは承知していますが、より精度を上げた試算ができると思います。

そこで、1施設化前倒しの効果額について、最新の財政状況等を踏まえた見込額をお伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

ただいま阿蘇議員も御質問で触れられておられましたが、令和6年組合議会第2回定例会の一般質問において、1施設化移行を令和7年度末から令和5年度末に早めたことによる効果額は、6億9,000万円と見込んでいる旨を答弁いたしました。

この効果額は、令和4年度から令和7年度までの4年間に要する経費の見込みに基づき検証いたしました。令和3年度にごみ処理広域化実施計画等を改定した際、移行時期の前倒しを初めて位置づけましたので、令和4年度からを算定期間としたものでございます。

具体的には、令和5年度末に移行した場合と令和7年度末に移行した場合、それぞれにおけるごみ処理経費等を4年間分計算し、差額を比較いたしました。昨年度時点では、令和6年度及び令和7年度の経費を予算額や実績に基づく予測値としていたところです。

今回、令和6年度を決算見込額、そして令和7年度を予算額に置き換えて再計算した結果、昨年度とおおむね同水準の約7億円となりました。

なお、実際の効果額は、令和7年度決算の認定後に定まりますので、組合議員の皆様には次年度以降改めて報告をいたします。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 昨年度の試算と同様、前倒しによる効果額は、非常に大きいということを理解しました。言うまでもなく、ごみ処理には莫大な経費を要します。その額は、本組合の令和5年度決

算書によると、直接経常経費と間接経常経費を合わせて約20億円であったと示されております。両市民1人当たりには換算すると、約7,800円の負担になるとのことです。

両市、ひいては市民の負担を軽減するため、引き続き両市と連携し、本組合としても精力的なごみの減量に努めていただきたいと思います。

さて、一次質問の御答弁によると、本年度から組成分析調査や課題の検討を3者で進めつつ、令和8年度にごみ処理広域化事業計画等の見直しをされるとのことでした。

そこで、本年度実施する組成分析調査の内容と、現時点で想定している課題はどのようなかお伺いをいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、可燃ごみの組成分析調査については、家庭系及び事業系の可燃ごみに含まれる厨芥類やプラスチック、紙類等の種別割合を分析するものでございます。事業系は令和8年度に実施する予定ですが、家庭系については、季節ごとの変動を捉えるため、本年度に秋・冬・春の調査を、令和8年度に夏の調査を実施いたします。

調査方法の概要は、都市計画法に基づく用途地域の中から選定した4つの地域ごとに両市がそれぞれ指定する収集場所の可燃ごみを回収し、内容物に応じた重さを量って種別割合を算出いたします。

最終的には、季節ごとの結果を分析し、両市において適正分別や資源化の推進に向けた各種施策等の検討に活用することになります。

次に、見直しに当たり3者で検討する課題については、今後両市と協議を進めることとなりますので、現時点では定まってはいません。しかしながら、本組合としては、発火する危険性の高いリチウムイオン電池の適正処理や、横ばい傾向で推移している事業系ごみの減量について、対策を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 ごみ処理広域化実施計画の見直しに向けた本年度の取組は理解いたしました。リチウムイオン電池については、ごみ収集車の火災が発生するなど、全国的な課題となっております。特に変形や膨張した状況のものは、受入先がなかなか見つからず、対応に苦慮されたと聞いております。3者が知恵を出し合い、効果的な方策を検討していただきたいと思います。

また、答弁によりますと、事業系ごみの減量も課題になり得るとのことでした。再三申し上げますが、はだのクリーンセンター1施設で安定的なごみ処理を継続するためには、絶え間ない減量・分別の取組が不可欠です。

こうした中、以前の報告でも事業系ごみは、家庭ごみに比べ減量が進んでいないとのことでした。近年における事業系ごみの推移と、減量のために本組合がどのように取り組むのか、再度聞きたいと

思います。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、近年における事業系ごみの推移については、コロナ禍の影響を受け、令和2年度に前年度比1,506トンもの大幅な減量を記録しましたが、その後は経済活動の回復につれ、令和3年度が145トン増の1万2,755トン、令和4年度が210トン増の1万2,965トンと、2か年連続で増加しました。令和5年度は419トン減の1万2,546トンとなり、ようやく減少に転じたものの、令和6年度は203トン増の1万2,749トンと、再び増加しています。

このように事業系ごみはコロナ禍以来、大幅な増減なくほぼ横ばい傾向で推移している状況と言え、1施設で安定処理を続けるためにも、引き続き重点的に減量を推進する必要があります。

事業系ごみの減量施策については、基本的に両市で取り組むこととなりますが、本組合としても中間処理以降を担う立場から、事業者へ減量・分別を促すため、かねてより両市と協働で展開検査を実施しております。

しかしながら、これまでの結果を見ると、資源化できる紙類などがいまだ多く混入している状況でございます。そのため、事業系ごみの減量は、資源物の適正分別徹底が重要な課題になると言えます。本組合といたしましては、今後も継続的な展開検査を行いつつ、ホームページで資源物や不燃物の混入事例を示して分別の重要性を訴えかけるなど、排出事業者に対する意識啓発に努めてまいります。

さらには、令和8年度に実施する事業系ごみの組成分析調査も踏まえ、両市と減量に向けた効果的な施策を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川口 薫議長 阿蘇佳一議員。

○5番阿蘇佳一議員 答弁ありがとうございます。今答弁がありましたように、事業系のごみの減量は資源物の適正分別の徹底が重要な課題になるということでもありますけれども、課題についてしっかりと取り組んでいただきたいとお願いして、終わります。

○川口 薫議長 以上で阿蘇佳一議員の一般質問を終わります。

米谷政久議員。

〔米谷政久議員登壇〕

○8番米谷政久議員 伊勢原市選出の米谷政久です。議長から発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い、一般質問をいたします。

伊勢原清掃工場では、可燃ごみ焼却処理の1施設化に伴い、既に90t/日焼却施設を廃止していることから、現在粗大ごみ処理施設のみ稼働を続けています。同施設では、竣工から50年以上が経過していますので、新たな不燃・粗大ごみ処理施設の再整備事業を進めていると伺っていますが、現時点で具体化には至っていないとのことです。

そのため、当面の間、安定稼働に向けた様々な対策を講じつつ、既存施設を適正に維持管理していく必要がございます。こうした観点から、重要性あるいは緊急が高いと考えられる2つの対策について、今回質問させていただきます。

まず1点目は、大規模地震の発生に備えた対策です。昨年の能登半島地震を教訓とした改正災害対策基本法が本年5月に成立し、神奈川県においても地震防災戦略が見直されるなど、現在国を挙げて災害対策の強化が図られています。特に都心南部直下地震等、首都圏に甚大な被害を及ぼす大規模地震の切迫性が指摘されており、伊勢原市が策定する地域防災計画でも広範にわたる被害が予想されています。

こうした中、本組合においては、起こり得る大規模地震を見据え、昨年度、臨時会議を開催して補正予算を組み、粗大ごみ処理施設の耐震診断を実施されました。その結果、一部の建屋について、震度6から7程度の地震が発生した場合、「倒壊・崩壊する危険性が高い」と判定され、耐震工事を実施する判断に至ったとのことです。本年度から、設計業務を進めているとのことですが、耐震工事に係る現在の検討状況と、全体の事業スケジュールをお伺いいたします。

次に、2点目は、リチウムイオン電池の混入を踏まえた防火対策です。近年、スマートフォンなどリチウムイオン電池をはじめとした小型充電式電池を搭載する電化製品が急速に普及しております。これらの電池は、強い衝撃が加わると発火の危険性が高いと指摘されており、実際に全国各地のごみ処理施設で火災が起きている。中には、長期間にわたり稼働停止を余儀なくされた事案もあることから、未然防止に向けた対策が急務であると言えます。

粗大ごみ処理施設においても、こうした電化製品が日常的に搬入されているかと思しますので、どのような防火対策を講じているのか、併せてお伺いいたします。

以上を壇上からとし、二次質問以降は質問者席から行いますので、よろしくお伺いいたします。

〔米谷政久議員降壇〕

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 米谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、大規模地震の発生に備えた対策について、耐震工事の検討状況と事業スケジュールを説明いたします。

御質問のとおり、粗大ごみ処理施設では、耐震診断結果を踏まえ、本年4月から耐震工事の設計業務を進めております。現在は、受注者が現地調査を行い、大規模地震により建屋や機器設備に及ぶ被害を想定した上で、最適な補強方法を検討している状況です。

この検討結果によっては、耐震工事の規模が大きく変わり、多額の経費を要する可能性もあります。そのため、安全性に加え、経済性も考慮しつつ、工事内容を具体化してまいります。

また、事業スケジュールにつきましては、ただいま申し上げた設計業務が本年11月頃までに完了する予定となっており、耐震工事の具体的な内容や金額が定まります。その後、12月の第4回定例会に

において、工事内容を組合議員の皆様へ報告した上で、工事請負費等に係る補正予算案を上程したいと考えております。この御承認をいただきましたら、来年1月頃に契約を締結して速やかに部材等を発注しまして、4月以降に工事を開始する予定としております。

続きまして、リチウムイオン電池の混入を踏まえた防火対策について説明をいたします。御質問のとおり、リチウムイオン電池をはじめとした小型充電式電池は、外部から強い衝撃が加わると発火のおそれがあり、ごみ処理に際しては、収集運搬や中間処理の過程で火災の原因となります。

そのため、秦野、伊勢原両市では、環境資源センターまたは環境美化センターのほか、リサイクル協力店等へ持ち込むよう呼びかけております。

しかしながら、内蔵された電化製品、特にハンディクリーナーなどに多く見られる電池を取り外しできないものは、多くが通常の不燃・粗大ごみとして搬入されます。加えて、リチウムイオン電池自体の混入も完全には防げていない状況であります。

そのまま破碎処理すると発火のおそれがありますので、不燃・粗大ごみ処理業務の委託事業者により手作業で取り除いていますが、万一に備え、消火設備を設置しております。この消火設備は、火災報知機が炎や熱を感知した際、散水ノズルから水を噴射する仕組みとなっており、不燃ごみ貯留ピットなど3か所に取り付けてあります。令和5年度から令和6年度まで、2か年かけて設置工事を行い、昨年7月に運用を開始したところでございます。

なお、選別したリチウムイオン電池については、場内で安全処理ができないため、本組合の職員が発火防止を目的とした絶縁処理を施してから、専門の事業者へ引き渡しております。

以上でございます。

○川口 薫議長 米谷政久議員。

○8番米谷政久議員 御答弁ありがとうございました。耐震工事については、設計業務の中で進める補強方法等の検討結果に応じて工事規模が変わるとのことでした。場合によっては、多額の経費を要するとの説明でしたが、事業費の財源をどのように確保するのかお伺いします。

また、工事に際しては、施設を稼働させながら大がかりな改修作業を行うことになると思われますが、現時点で想定される課題や、その対応策はどのようなのか、お伺いします。

さらに、リチウムイオン電池の搬入を踏まえ、昨年7月に消火設備を設置したばかりとのことでした。内蔵された電化製品等が日常的に搬入される中で、現在までにこの設備を使用する事態に至ったことはあるのでしょうか。

これら3点について、さらに御回答をお願いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、耐震工事の財源につきましては、両市をお願いしております分担金に加えまして、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金を充当する予定であります。この補助金は、広域的な地域の課題解決

に向けて取り組む事業などに対し、神奈川県が財政支援を行うものです。工事金額が定まった後に交付申請の手続きを進め、可能な限り活用して両市の財政負担を軽減したいと考えております。

次に、施設を稼働しつつ耐震工事に取り組む上での課題といたしましては、機器設備の一時的な稼働停止や作業場等の変更が挙げられます。稼働停止期間中は、不燃・粗大ごみを圏域外に所在する自治体または民間の施設で処理する必要があると考えておりますので、経済性のほか、先方の受入条件等を踏まえまして、最適な搬出先の確保を進めたいと思っております。

また、作業場等の変更については、耐震工事の進捗に応じて中間処理後に回収する有価物の保管場所や、委託事業者の職員が解体等を行う作業場所の一部を変更する可能性もあります。限られたスペースの中で効率性や安全性等を確保した合理的な配置を検討してまいります。

最後に、消火設備の作動を伴う火災については、この消火設備設置後は、幸い現在まで発生しておりませんが、引き続き両市と連携し、リチウムイオン電池の適正分別に向けた周知啓発を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川口 薫議長 米谷政久議員。

○8番米谷政久議員 御答弁ありがとうございました。それでは、次の質問に移ります。

粗大ごみ処理施設では多くの作業員が従事しています。一部の作業場所等が変更になる可能性もあるとのことでしたが、安全を第一に最適な配置を検討していただきたいと思えます。

また、工事財源に神奈川県補助金が充当される一方で、稼働停止期間中は不燃・粗大ごみの圏外搬出が必要となるなど、全体事業費が膨れ上がることも懸念されます。施設の耐震性を高めるため、必要な措置であることは十分理解しておりますが、経済性も踏まえた検討をお願いいたします。

こうした安全性や経済性は、耐震だけではなく、防火対策にも共通しています。万一、大規模な火災が発生すると、計り知れない人的、物的被害が生じ、復旧に多額の経費を要します。危機的な事態を未然に防ぐため、引き続きリチウムイオン電池の危険性と適切な持込み先を広く市民に周知していただきたいと思えます。

さて、最後の質問になりますが、冒頭で申し上げたとおり、既存施設は老朽化が進んでおります。再整備事業が進展するまでは、既存施設の安定稼働が本組合の命題と言えます。そのためには、突発的な故障等を極力なくすため、計画的な維持管理を通じた予防保全に努める必要があります。こうした点を踏まえ、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○川口 薫議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、粗大ごみ処理施設における計画的な維持管理に向けた取組についてでございます。

本組合では、令和3年度から令和11年度までを対象期間とする粗大ごみ処理施設維持管理計画を策定しております。主な内容は、機器設備の重要度に応じた保全方法や管理基準を設定した上で、将来

的な整備内容と概算費用を示しております。この維持管理計画と施設の現況を考慮した定期修繕を重ねまして、故障等の予防保全に努めてきたことから、これまで安定的な稼働を継続できております。

しかしながら、老朽化の度合いや再整備事業の進捗状況を踏まえますと、今後計画期間を延長した上で、改めて修繕項目を精査する必要があるがございます。そのため、本年度から改定に向けた作業を進めまして、より現状に即した計画に基づく適正な維持管理を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川口 薫議長 米谷政久議員。

○8番米谷政久議員 御答弁ありがとうございました。それでは、要望を述べさせていただきます。

粗大ごみ処理施設の安定稼働を図るため、大規模地震やリチウムイオン電池の混入について対策を講じている状況は、理解いたしました。

同施設は老朽化が進んでおりますが、引き続き計画的な修繕整備を重ね、想定外の故障、そして何よりも事故を起こさぬよう、万全の維持管理に努めてください。あわせて、再整備事業の具体化を早期に実現するため、伊勢原市や関係機関と連携しつつ、あらゆる選択肢を踏まえた多様な観点から検討をお願いします。

また、今回は稼働を続ける粗大ごみ処理施設に着目しましたが、伊勢原清掃工場と同じ栗原地区には栗原一般廃棄物最終処分場もございます。令和5年度末に焼却灰の埋立処理を終了しているものの、当面の間は、埋立地に浸透した雨水等の水処理を継続していくとのこと。周辺環境を保全する観点から、こちらの施設も現況に応じた小まめな点検整備を続けてください。

最後に申し上げますが、言うまでもなく、本組合のごみ処理施設は、所在する近隣住民の方々の深い御理解と御協力の下、成り立っています。いずれの施設も住民の方々の御意見を取り入れつつ、安全安心を第一に考えた管理運営を継続していただくよう要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○川口 薫議長 以上で米谷政久議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

○川口 薫議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 川 口 薫

会議録署名議員 米 谷 政 久

会議録署名議員 中 村 英 仁